

# 共済さが

令和4年

10月号

No.365

令和4年  
10月3日発行



西溪公園 (多久市)

写真提供: (一社) 佐賀県観光連盟

- ◆ 令和3年度の医療費の状況 医療費総額が12.56%増加、受診率も6.65%増加 ..... 2
- ◆ 令和4年8月から、育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限相当額が変更されました ..... 3
- ◆ ジェネリック差額通知を送ります ..... 3
- ◆ 令和4年度「さわやかライフセミナー」の開催中止について ..... 3
- ◆ 共済貯金 ～臨時積立のご案内～ ..... 3
- ◆ 40歳以上の方、無料の「特定健康診査」、忘れずに受けていますか? ..... 4
- ◆ 「脱メタボ!」「特定保健指導」を利用しましょう ..... 4
- ◆ 令和3年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 ..... 5
- ◆ インフルエンザ予防接種助成のご案内 ..... 5
- ◆ 退職後の医療保険制度について ..... 6
- ◆ 育児休業中の掛金等免除制度の改正について(令和4年10月) ..... 7
- ◆ 在職定時改定 ..... 8
- ◆ 本年10月に年金払い退職給付に係る基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります... 8
- ◆ 任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます ..... 9
- ◆ こころとからだの健康相談 ..... 10
- ◆ こ〜んなに便利! マイナンバーカード(政府広報) ..... 10

# 令和3年度の医療費の状況

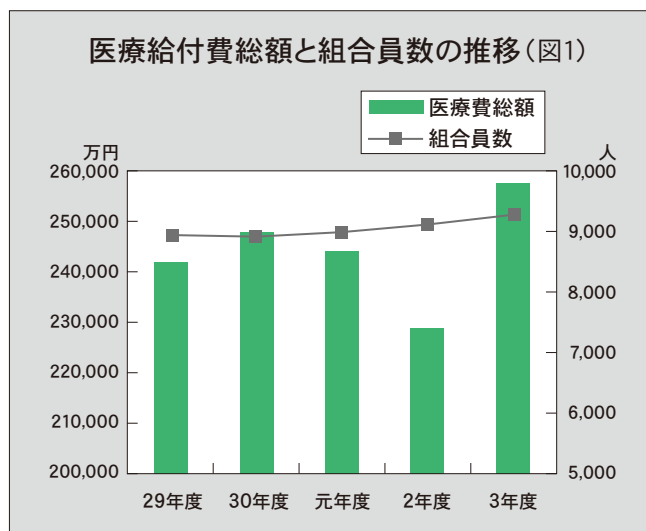
## 医療費総額が12.56%増加、受診率も6.65%増加

共済組合が令和3年度中に医療機関等に支払った医療費と高額療養費として給付した医療給付費総額は、25億7,187万円となり、令和2年度に比べ2億8,689万円、12.56%増加しました。

令和3年度の医療費の実績と前年度との比較(表1)

区分	医療給付費総額(万円)			組合員1人当たり医療費(円)			受診率(%)			
	2年度	3年度	前年度比(%)	2年度	3年度	前年度比(%)	2年度	3年度	前年度比	
本人	入院	33,390	33,585	100.58	36,936	36,422	98.61	0.78	0.76	97.44
	外来	48,214	52,805	109.52	53,334	57,266	107.37	53.85	56.30	104.55
	歯科	13,532	14,520	107.30	14,969	15,747	105.20	15.00	16.06	107.07
	調剤	24,601	25,929	105.40	27,213	28,120	103.33	—	—	—
	計	119,737	126,839	105.93	132,452	137,555	103.85	69.64	73.12	105.00
家族	入院	33,600	44,062	131.14	37,169	47,786	128.56	0.73	0.88	120.55
	外来	43,724	52,210	119.41	48,367	56,621	117.07	53.34	57.83	108.42
	歯科	10,460	11,555	110.47	11,571	12,531	108.30	12.84	13.76	107.17
	調剤	20,977	22,521	107.36	23,204	24,424	105.26	—	—	—
	計	108,761	130,348	119.85	120,311	141,362	117.50	66.91	72.47	108.31
合計	228,498	257,187	112.56	252,763	278,917	110.35	68.25	72.79	106.65	

医療給付費総額と組合員数の推移(図1)



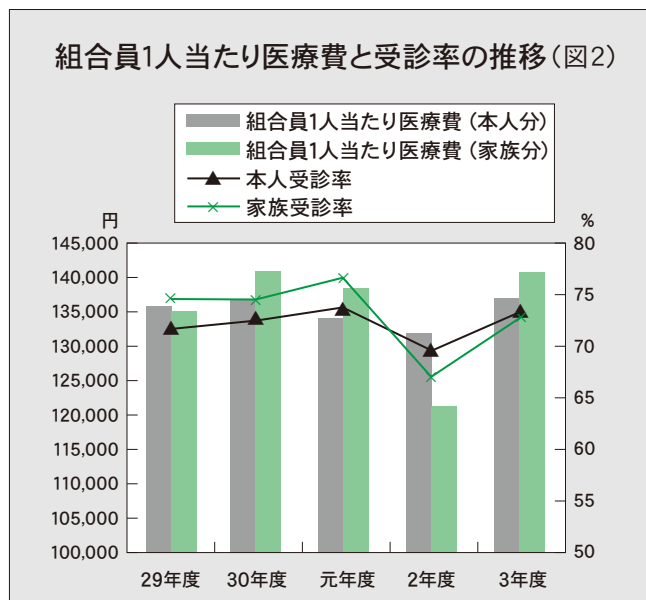
### 組合員1人あたりでは10.35%の増加

(表1)の医療給付費総額の診療区分別の状況から、令和3年度については、家族の「入院」、「外来」が大きく増加しています。また、令和3年度の組合員1人当たり医療費では、組合員本人と家族の医療費の総額を組合員数で除して算出した額は278,917円となり、令和2年度より26,154円、10.35%の増加となりました。

(図1)の医療給付費総額と組合員数の推移では、組合員数は増加傾向です。また、医療給付費総額の推移では、令和2年度に比べ大きく増加しています。

(図2)の組合員1人当たり医療費の推移では、令和3年度本人はやや増加、家族は大きく増加しました。

組合員1人当たり医療費と受診率の推移(図2)



### 受診率も増加

令和3年度の受診率(1ヵ月100人当たりの受診件数)は、組合員本人が73.12%、家族が72.47%となっています。

(図2)の医療費・受診率の推移をみると、令和3年度は新型コロナウイルスの流行による受診控えの反動で、医療費及び受診率は増加しました。

**健診は必ず受けましょう**  
早期発見で健康寿命をのばしましょう

令和4年8月から、**育児休業手当金・介護休業手当金**の給付上限相当額が変更されました

◎ **育児休業手当金の給付上限相当額**

育児休業開始から180日目までの期間（給付割合67/100の期間）

（現行）**13,722**円 ⇨ （変更後）**13,878**円

181日目から育児休業手当金終了までの期間（給付割合50/100の期間）

（現行）**10,240**円 ⇨ （変更後）**10,356**円

◎ **介護休業手当金の給付上限相当額**

（現行）**15,102**円 ⇨ （変更後）**15,266**円

**ジェネリック差額通知を送ります**

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、500円以上の薬代の削減が見込まれる方に対して、令和4年10月にジェネリック差額通知を送付します。受け取られた方は、是非、ジェネリック医薬品への切替えをご検討ください。

**令和4年度「さわやかライフセミナー」の開催中止について**

例年10月に開催しております「さわやかライフセミナー」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度の開催を中止いたします。

参加を予定されていたみなさんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度中に退職予定の方へは、セミナーの開催に代えて、10月中に、所属所経由で資料及び年金概算書の配布を予定しています。

★**年利0.6%**（半年複利）  
★**個人で直接の積立も可能**

**共 済 貯 金**  
～臨時積立のご案内～

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。

ボーナスや臨時収入のお預け入れにつきましても、是非ご利用ください。

- ※ 臨時積立は、共済貯金を中断されている方もご利用できます。
- ※ 共済貯金未加入の方は、加入手続き後、臨時積立が可能になります。加入手続きについては、所属所の共済組合事務担当者にお尋ねください。

**臨時積立の方法**

添付の「**払込票**」を使用し、最寄の**佐賀銀行**で振込んでください。振込手数料は**組合員負担**となります。

**金額・回数**

金額は千円単位で、上限はありません。臨時積立は同一月に何度でも可能です。

**利 息**

共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

**通 知**

臨時積立を行った月の翌月10日前後に「貯金入金通知書」を送付します。

共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフ制度は適用されません。

そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け、安全第一を心がけて組合員のみなさんが安心して利用していただけるよう努めています。

お問合せ：佐賀県市町村職員共済組合  
総務課 貯金係  
TEL 0952-29-0334

市町村共済		貯 払 込 票		テレ為替	
令和4年度		令和4年12月分		円	
金額	¥ 200000		定例積立金	円	
払込先銀行	佐賀銀行 県庁支店		臨時積立金	200,000	円
受取人氏名	佐賀県市町村職員共済組合				円
預金種目	普通	口座番号	100847	(受領印)	(備考)
依頼人住所	123-12345		「住所」欄には、 <b>組合員証記号番号</b> を記入してください。		
依頼人氏名	共 済 太 郎				
上記金額を払込みました。					
株式会社 佐賀銀行					
(払込人保管)					

## 40歳以上の方、無料の「特定健康診査」、忘れずに受けていますか？

「特定健康診査」(特定健診)は、初期には自覚症状がなく、症状が現れた時にはすでに進行している生活習慣病を早期に発見し、早期治療につなげるための健診です。早期に治療を始めることで、長期に及ぶ通院や入院治療が回避でき、貴重な時間やお金を節約することができます。

特定健診は毎年度1回、無料で受診できるので、今年度(4月1日以降)まだ受診されていない方は、必ず受診されますようお願いいたします。

### ・被扶養者の方へ

対象の方には「特定健康診査受診券」(受診券)を郵送しています。次のいずれかの方法で受診してください。

①医療機関または健診機関での受診(受診券と一緒に一覧表を送付しています。)

②市町の集団健診での受診(受診券と一緒に日程表を送付しています。)

※ 受診券を使うと特定健診が無料で受けられます。

※ 受診券の有効期限は令和5年3月31日です。

※ 健診機関と集団健診の情報は、共済組合のホームページにも掲載しています。

※ 受診される場合は、医療機関等に電話確認により予約をお願いいたします。

- 次のいずれかを受診した場合は、「特定健診」を受診したことになります。「特定健康診査受診券」を使ってさらに受診する必要はありません。

共済組合が助成する人間ドック	人間ドックは特定健診検査項目を含む、多様な検査を実施するため、「特定健診」も受診したことになります。特定健診結果は健診機関から共済組合に送られます。「特定健康診査受診券」は破棄してください。
パート勤務先等で行う定期健康診断	パート勤務先等で定期健康診断を受診される方は、健診後、健診結果を受け取ったらそのコピーを共済組合へ提出してください。

- 被扶養者でなくなった時は、「特定健康診査受診券」は使用できませんので、破棄してください。

## 「脱メタボ」! 「特定保健指導」を利用しましょう

対象者には、特定保健指導利用をご案内します。(無料で利用できます)

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方は、生活習慣改善の支援として特定保健指導を受けられます。対象者には特定保健指導利用をご案内します。

特定保健指導が受けられる医療機関等については、案内時及び共済組合のホームページでお知らせします。

こんなにある! 特定保健指導を受けるメリット

1 生活習慣改善のきっかけになる

→1人ではなかなか難しい生活習慣の改善ですが、特定保健指導では保健師、管理栄養士などの専門家が対象者にあった生活習慣改善の方法をアドバイスします。

2 将来的なお金の節約

→特定保健指導を受け、生活習慣を改善することで、将来的な医療費を抑えることができます。

3 健康寿命の延伸

→人生100年時代、元気に長生きするために、早期に生活習慣を見直しましょう。



他にもメリットはたくさん! 是非、特定保健指導を利用しましょう。

※ 短期組合員の方については、特定健康診査・特定保健指導は令和5年度以降、対象となる方にご案内する予定です。

# 令和3年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

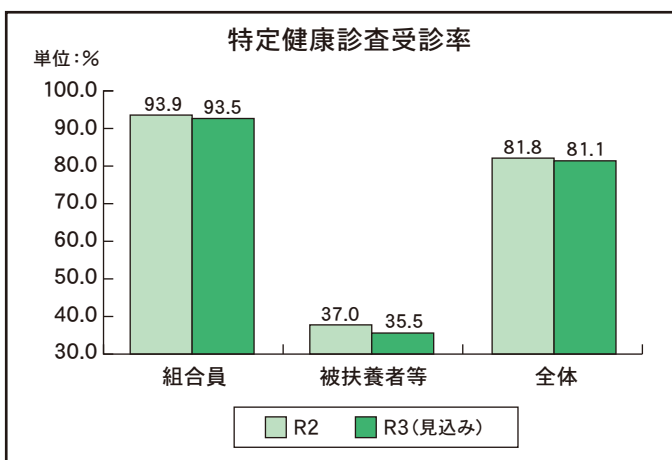
令和3年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況(令和4年8月8日現在)をお知らせします。

## ● 特定健康診査

令和3年度の受診率は、昨年度に比べ全体的に低下し、組合員93.5%(△0.4%)、被扶養者35.5%(△1.5%)、全体で81.1%(△0.7%)となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの影響があったと考えられ、当組合の令和3年度目標値(88.0%)を達成できませんでした。

特定健康診査	対象者数	受診者数
組合員	5,479人	5,125人
被扶養者等	1,498人	532人
合計	6,977人	5,657人

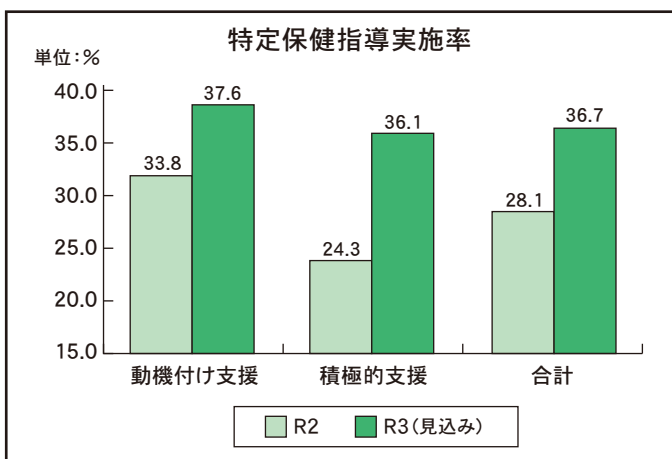


## ● 特定保健指導

特定健康診査受診者の中から選定を行い、対象者へ特定保健指導を案内しました。対象者へは、特定保健指導利用券を令和3年11月～令和4年5月に発行しました。また、所属所を訪問して行う特定保健指導(初回面接)を実施しました。

生活習慣改善に取り組まれた方は、その後も改善効果が期待できます。健康寿命延伸のため、特定保健指導は是非、最後までご利用ください。

特定保健指導	対象者数	実施者数
動機付け支援	449人	169人
積極的支援	663人	239人
合計	1,112人	408人



# インフルエンザ予防接種助成のご案内

令和4年10月から12月までに  
インフルエンザ予防接種を受けられた方に対し費用の一部を助成します。

**助成対象者** 組合員及び被扶養者

**助成対象期間** 令和4年10月1日～令和4年12月31日に受けた予防接種に助成します。

**助成額** 1,000円を限度に1人につき1年度に1回助成します。  
予防接種費用が1,000円未満の場合は実費額を助成します。

**必要書類** 医療機関発行の領収書  
医療機関に対し、次のことが明記されている領収書の発行を求めてください。  
また、発行された領収書に明記されていることを確認してください。  
・インフルエンザの予防接種であること。  
・予防接種を受けた方の氏名  
・予防接種に要した費用(1人分、1回分の費用が確認できること。)

**請求方法** 所属所の共済組合事務担当者にお尋ねください。  
請求期限は令和5年2月末です。お早めにご請求ください。

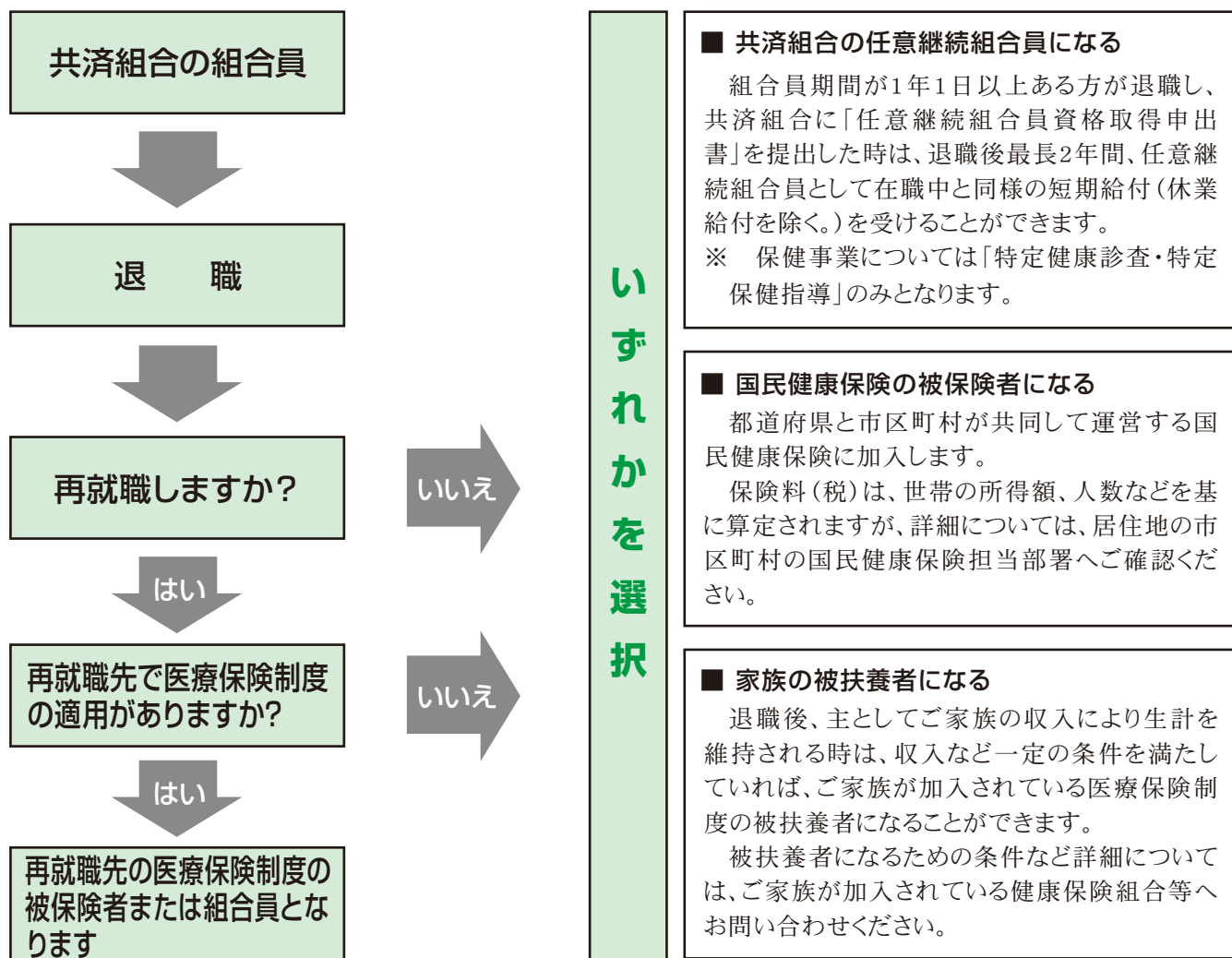


# 退職後の医療保険制度について

## 退職後もいずれかの医療保険制度に加入する必要があります

組合員のみなさんが退職すると、その翌日に組合員及び被扶養者の資格を喪失することになりますので、組合員証及び組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診することができなくなります。

そこで、退職後の状況に応じて、新たにいずれかの医療保険制度に加入することになります。



## 任意継続組合員の手続等

- 1 **加入資格** 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方  
※1 1年と1日以上の組合員期間が必要となります。  
※2 ※1について、令和4年10月1日に新たに短期組合員となる方のみ令和4年9月30日までに引き続き健康保険の被保険者であった期間を在職していたものとみなす経過措置(詳細は共济組合にお問合せください。)の適用があります。
- 2 **加入できる期間** 退職後2年間(中途での資格喪失もできます。)
- 3 **加入手続** 退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を経由して共济組合に提出してください。
- 4 **任意継続組合員の掛金** 掛金は、算定の基礎となる標準報酬の月額に短期の掛金率(共济組合の定款で定める率:令和4年度は94%)を掛けて計算します。  
なお、40歳以上65歳未満の方は、掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額に介護保険の掛金率(共济組合の定款で定める率:令和4年度は18.4%)を掛けて計算した掛金も合わせて納付していただきます。  
※ 令和5年度の共济組合の定款で定める率は、共济さが(令和5年3月号)でお知らせします。

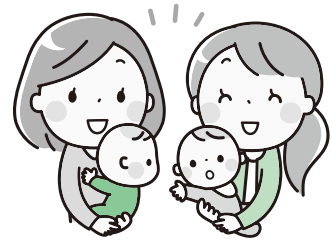
# 育児休業中の掛金等免除制度の改正について(令和4年10月)

令和4年10月から育児休業に係る掛金等免除制度が改正されました。

産前産後休業や育児休業を取得している組合員の方は、申出をすることにより共済掛金及び組合員保険料が免除されます。

## 改正の適用開始日

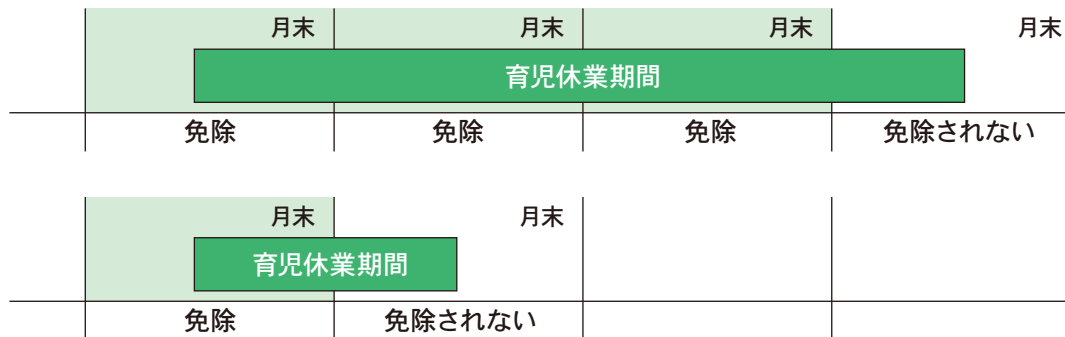
令和4年10月1日以後に開始する育児休業から適用されます。



## 改正内容

### ◎現行

育児休業の期間の長さに関わらず、月末時点で育児休業を取得している場合に、その月の掛金等及びその月の期末手当等の掛金等を免除することができます。

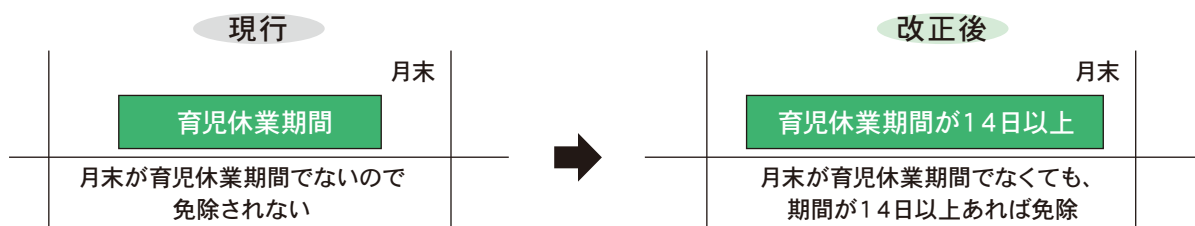


### ◎改正後

2つ以上の育児休業を期間を空けずに連続して取得している場合、掛金等免除制度としては1つの育児休業として取り扱います。

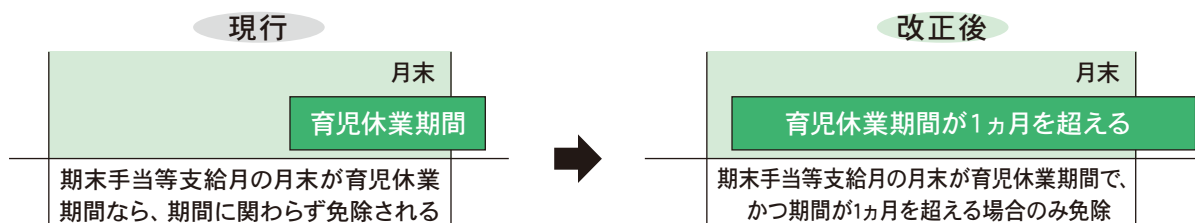
### 【月の掛金等】

現行の掛金等免除制度に加え、育児休業の開始日と終了日が同月で、終了日が月末より前である場合でも、育児休業期間が14日以上あればその月の掛金等は免除できるようになります。



### 【期末手当等の掛金等】

現行の掛金等免除制度では、期末手当等支給月の月末が育児休業期間なら、掛金等が免除されていましたが、改正後は、期末手当等支給月の月末が育児休業期間であることに加え、育児休業期間が1ヵ月を超える場合のみ免除できるようになります。



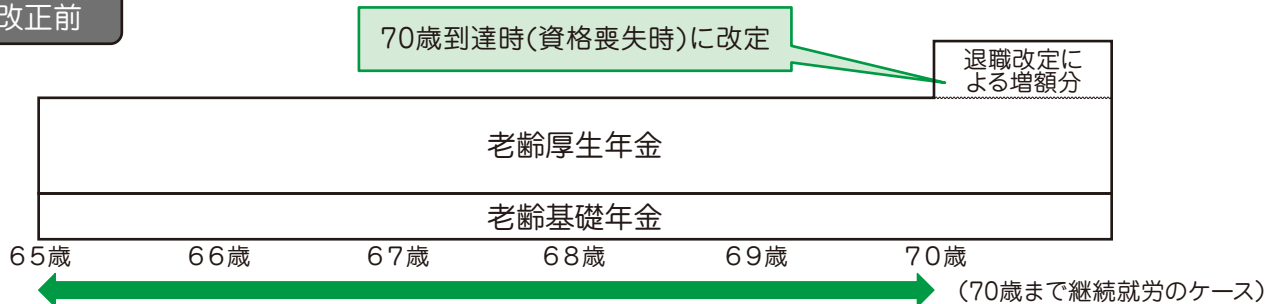
# 在職定時改定

在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)について、年金額の改定を行います。

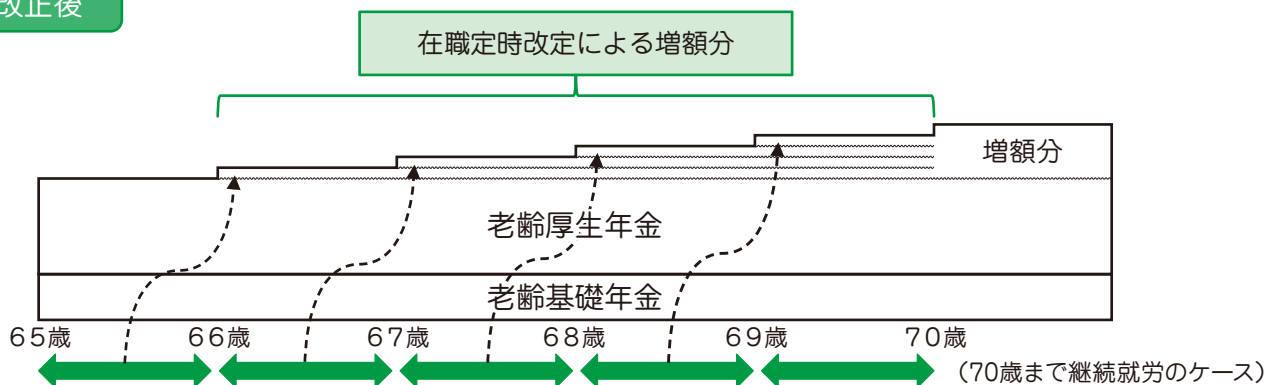
高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る観点から、令和4年4月に在職定時改定が導入されました。

これまでの資格喪失時の改定に加え、基準日(9月1日)に在職中の65歳以上の老齢厚生年金受給者について、毎年1回、10月分から年金額の改定を行います。

改正前



改正後



お問合せ先 年金課 TEL 0952-29-0333

## 本年10月に年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。

今後これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの「年金関連情報⇒年金財政関係⇒年金払い退職給付(退職等年金給付)

⇒地共連の定款で定める事項(基準利率等)」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会



# 任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます

組合会とは、毎事業年度の事業計画及び予算、決算、定款の変更、運営規則の変更などの重要事項を審議・議決する機関で、市町村長の中から選ばれた議員10名と、市町村長以外の組合員の中から選ばれた議員10名の計20名で構成されています。

この組合会の議員の任期は2年間と定められており、現在の組合会議員は令和4年11月30日をもって任期満了となります。

このため、新しい組合会議員を決める選挙が令和4年11月14日に行われる予定です。  
新組合会議員の任期は、令和4年12月1日から令和6年11月30日までとなります。

## 組合会議員選挙

### 市町村長が選挙する議員（市町村長議員）

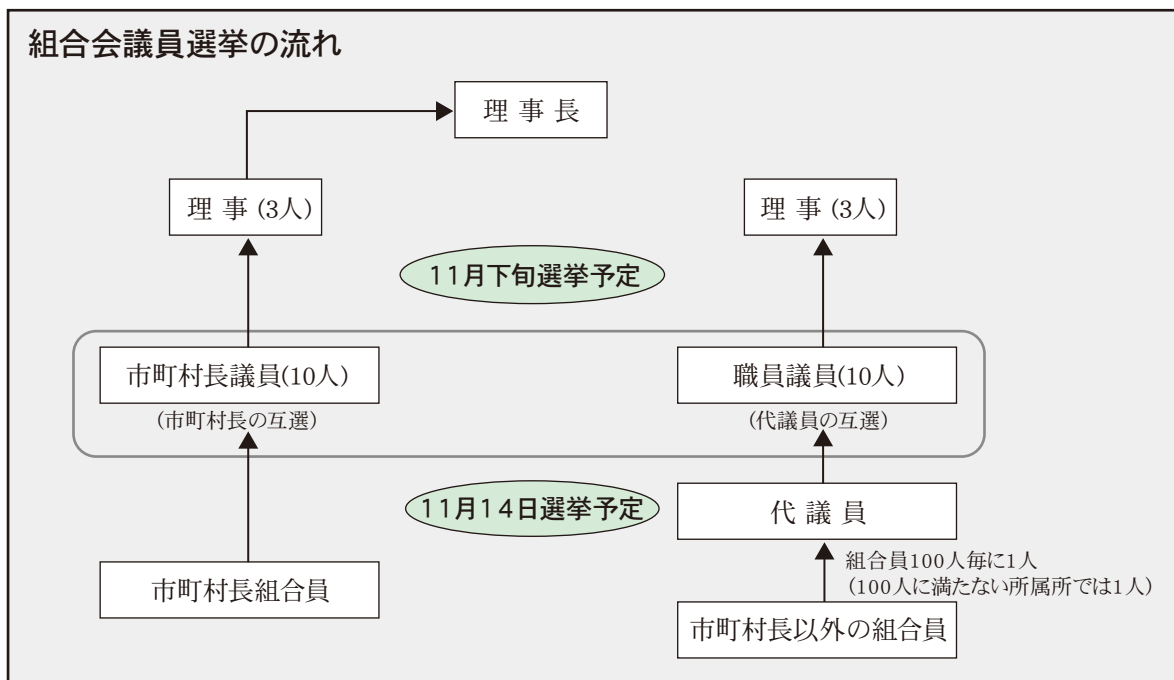
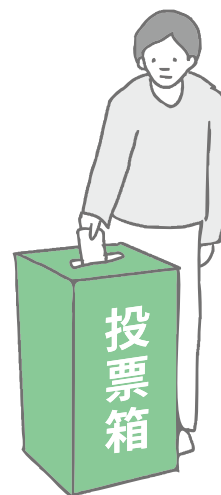
選挙区ごとに、市町村長の互選により行います。

### 市町村長以外の組合員が選挙する議員（職員議員）

選挙区において、所属所ごとに組合員100人に1人(100人に満たないときは1人)の割合で代議員を選出し、この代議員の互選により行います。

## 役員（理事長・理事）の選挙

11月下旬に選挙が行われ、20人の組合会議員の中から理事及び理事長が選出されます。



### ●組合会議員の選挙区及び議員定数

選挙区			議員定数
市町村長議員	第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
	第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人
職員議員	第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
	第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人

※ 一部事務組合については、事務所の所在する市町と同じ選挙区になります。

# こころとからだの健康相談

ご家族皆さままでご利用いただけます

こころとからだの  
お悩みに

気になる症状・病気、育児や介護の不安、こころの不調など、なんでもご相談いただけます。ご相談をお受けするのは看護師・臨床心理士を中心とした経験豊富な専門職。症状などによっては、専門医との直接相談も可能です。

24時間いつでも安心

相談料・通話料は無料

電話健康相談は365日・24時間開設。困ったとき悩んだとき、いつでもお電話ください。また、相談料・通話料とも無料でご利用いただけます。

※こころの相談は、平 日 9:00~21:00  
土曜日10:00~18:00 (日・祝、1/1~3は休み)

面接による  
カウンセリングも

こころのお悩みの場合、事情に応じて東京・名古屋・大阪の相談室にて対面によるカウンセリングが受けられます。また、全国約150カ所の精神科、心療内科、カウンセリングルームなどの提携機関もご紹介します。

外部相談窓口 こころとからだの健康相談



0120-736-226

※携帯電話・PHS・  
IP電話からでも  
お受けいたします。

すべての  
サービス、  
無料です。

※パケット通信料は  
利用者負担

## こ～んなに便利！マイナンバーカード

NEW!

公金受取口座の登録で  
給付金等の受取が  
カンタン!

行政手続きも  
オンラインで

住民票の写しなども  
コンビニで  
カンタン取得

確定申告でも  
医療費通知情報を  
カンタン連携

健康保険証  
として使える!

本人確認書類  
として使える

新型コロナワクチン  
接種証明書の  
電子交付にも利用!

NEW!

最大20,000円分の  
マイナポイントが  
もらえる!

マイナンバーカードの新規取得等で最大5,000円分  
健康保険証としての利用申込みで7,500円分  
公金受取口座の登録で7,500円分

詳しくは [マイナポイント](#) で検索!

薬剤情報や  
特定健診情報等が  
マイナポータルで  
確認できる!

詳しくは [マイナンバーカード](#) で検索!

デジタル庁作成 (R4.5)